

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時 平成21年3月2日(月) 14:00~16:00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 赤羽良明, 穴沢 勝, 安西好子, 飯野光明, 河村 博, 小林和明,
柴橋祐子, 陶山嘉代, 寺尾 洋, 中野康男(五十音順, 敬称略)

(説明者) 松野 勉少年部部総括裁判官, 榊原広城首席家庭裁判所調査官,
河上良一少年首席書記官, 森 洋三総括主任家庭裁判所調査官

4 テーマ

少年審判傍聴

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり, 寺尾 洋千葉家庭裁判所長からあいさつがされた。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について, 中須賀亮子事務局長から紹介された。

(3) テーマ「少年事件における審判傍聴」について

ア テーマの協議に先立ち, 「少年法改正と審判傍聴」について, 松野 勉少年部部総括裁判官から次のとおり説明があった。

平成20年の少年法改正の内容は, (ア) 審判傍聴制度の創設, (イ) 審判の状況を説明する制度の創設, (ウ) 記録の閲覧謄写の範囲の拡大, (エ) 意見聴取の対象の拡大である。その結果, 改正後の被害者配慮制度は, 上記(ア)及び(イ)の制度, 記録の閲覧謄写, 意見聴取, 審判結果等の通知となった。

このうち, 審判傍聴が認められる要件は, 対象事件が, (A) 故意の犯罪

行為により被害者を死傷させた罪、(B) 刑法 211 条（業務上過失致死傷等）の罪であることが必要であり、いずれも被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限られる。次に、傍聴できる人は、被害者等、すなわち、(a) 被害者又はその法定代理人、(b) 被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹である。また、対象事件の少年の年齢については、犯罪少年及び触法少年（犯罪を犯した 14 歳に満たない少年）を含むが、12 歳以上であることが必要である。さらに、少年の付添人弁護士からの意見聴取が必要であり、弁護士である付添人がないときは、少年及び保護者が付添人を必要としない旨の意思を明示しない限り、弁護士を国選付添人に選任する。最後に、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく、相当と認められる場合であることが必要である。なお、触法少年については、少年が一般に精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならないとされている。

傍聴者については、傍聴者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときに、付添者の付添いを許すことができるが、傍聴者及び付添者には守秘義務が課せられ、傍聴によって知り得た少年を始めとする個人のプライバシーにわたる事項を漏らしてはならず、傍聴によって知り得たことを濫用してはならないこととされている。

イ 少年審判廷及び傍聴人待合室の見学に先立ち、河上良一少年首席書記官から次のとおり説明があった。

少年審判をスムーズに行うため、裁判所では、次のような工夫を行っている。

(ア) 傍聴人待合室

被害者等と少年関係者等との接触を避けるため、審判廷とは別の階に

待合室を用意し，待合室内には，被害者等が落ち着けるよう，観葉植物，花あるいは絵画等を置くなどしている。

(イ) 被害者等に対する審判前のオリエンテーション

被害者等にはその心情に配慮した対応が必要であることから，審判期日当日は，被害者等に早めに来庁してもらい，少年審判の目的や進め方，傍聴に際しての留意事項や守秘義務について説明している。

(ウ) 手荷物預かり

被害者等の手荷物について傍聴人待合室に鍵付きのロッカーを用意して，その中に入れてもらい，鍵を自らが保管する方法をとっている。

(エ) 審判廷での傍聴人の位置

少年及び保護者が座る位置から斜め左後方に配置し，テーブルも用意している。

(オ) 関係者の審判廷への入室順

裁判所関係者（裁判官，書記官，調査官）が入室し，付添人，少年，保護者，被害者傍聴人の順に入ってもらおうようにしている。退出する場合は，その逆になる。

ウ 少年審判廷及び傍聴人待合室の見学

エ 協議（ 委員長， 委員， 説明者）

委員長

被害者傍聴を含む改正少年法は平成20年12月15日に施行されたが施行からまだ日も浅く，裁判所もあまり経験していない状況である。今後，少年法の理念である少年の健全育成と被害者配慮の調整を図りながら少年審判を運営していく必要があると思われる。少年審判における被害者配慮等に関して，御意見や御質問があれば伺いたい。

委員

施行後，千葉では何件の傍聴事件があったのか。

委員長

正確な件数はお答えしかねるが、複数件である。

委員

審判傍聴の申し出を認めなかった例はあるか。

委員長

認めなかった例はない。

委員

申し出があると安易に傍聴を認めることにならないか心配である。傍聴の許否について、どの程度慎重に判断しているのか。家裁調査官による調査は行うのか。

説明者

被害者調査は審判傍聴対象事件すべてについて行っている。面接して、心情や被害後の実情等を把握し、併せて審判傍聴の希望も調査する。その上で傍聴による審判への影響も調査する。また、少年との面接も重ね、少年の事件の受け止め方や鑑別所での様子などを調査する。それらを裁判官に報告して判断の資料としてもらい、最終的に裁判官が傍聴の許否を決めることになる。

委員

少年が弁護士を要らないと言った場合、家裁調査官が付添人となることはあるのか。

委員長

家裁調査官が付添人となることはない。

委員

加害者に弁護士を付ける資力がない場合はどうなるのか。

委員長

検察官が関与する場合は、必ず国選付添人が付くことになるが、そうで

ない場合でも，一定以上の犯罪であり，裁判所が必要と認めれば，国選付添人を付けることになる。

委員

少年審判の主役は子どもであり，被害者が感情をぶつける場であってはならないと思う。場合によっては，少年を退廷させて被害者の意見聴取を行うことも必要である。被害感情が強い場合，子どもに対して厳しい言葉をかけることもあると思うが，それでは少年の健全育成が阻害されるおそれがある。傍聴をさせても意見聴取は別に行うとか，きめ細やかな対応をさせていただきたい。

委員

被害者傍聴と意見聴取はセットではない。少年の健全育成の観点から問題がなければ少年の面前で意見聴取を行うこともあるが，家裁調査官に意見を述べてもらって記録に意見を残すという方法もある。また，傍聴が入る場合は，少年には国選付添人の制度があるので，弁護士を通じてサポートしてもらうことも可能である。裁判所においては，今後も慎重にバランスの取れた判断をしてもらえと思う。

これまで，少年審判は非公開で行われ，保護者，付添人，必要に応じて少年側に立つ学校の先生など，限られた人しか審判に立ち会うことができなかった。被害者傍聴は，自分の最愛の人を亡くした人が事件の決着を自分の目で見たいという要望に応えたものである。業務上過失傷害が対象事件であることから分かるとおり，被害者傍聴の趣旨は，少年の処分とは切り離されたものである。

委員

審判が何回にもわたる場合，傍聴はずっと続くのか。また，傍聴した人が2次被害を受けたとき，その後のフォローはあるのか。

説明者

事実関係の争いのない事件については、1回の期日で審判を終了し、審判の告知までしてしまうことが多い。事実関係に争いがあれば、2～3回期日をつけることになるが、傍聴の可否は、審理内容によって、それぞれの期日ごと判断していくことになる。例えば、3回目の審判で被害者側の証言が予定されている場合には、そこまでの審判の傍聴を遠慮してもらうことになる。

フォローについては、決まった形がある訳ではないが、被害者調査の際に支援する人がいるかどうかを聞くことが多い。代理人が付いている場合は、代理人がその辺りのフォローをしていると思う。今のところ例はないが、代理人が付いていない場合には、被害者支援センター等を紹介することも考えられる。警察や検察庁の段階で、支援団体を紹介しているという話も聞く。

委員

成人刑事事件でも証人尋問が予定されている場合、記憶のみに従って正確に証言してもらうため、記録の閲覧を禁止することがある。記録を読んでもしまうと、元々の記憶であるのか、後で作られてしまった記憶であるのかが分からなくなってしまうからである。

フォローについては、付添人として、カウンセラーや医師が来られたりすることもある。検察庁でも支援団体等との連携を密にし、それぞれ協力し合って依頼者を助けることになっている。

本日、傍聴の場を見せてもらい、相当配慮されたものとなっていることが印象的であった。被害者と少年の間に一定の距離もあり、かつ、被害者が少年の視野に入らない位置に置かれている。また、家裁職員も近くに配置できるようになっている。

委員長

千葉家裁の少年審判廷は、比較的広い方であると思う。

委員

家庭裁判所ではたくさんの方が少年や家庭の問題に取り組んでいる。少年や家庭に関する情報も蓄積されている。その情報を整理し、学校や現場にフィードバックできれば、少年犯罪の予防にもつながると思う。将来の少年のために、情報のフィードバックをお願いしたい。

委員長

学校等との連絡協議会などの場で情報を提供しているところである。

説明者

その他、依頼があれば、生徒指導に携わっている教師等の勉強会や学習会に講師を派遣している。昨年は、裁判所の広報行事で行った少年模擬審判について、依頼を受け、生徒指導の先生の集まった場所で再度模擬審判を行い、併せて少年事件の手続説明を行った。また、依頼があれば、学校関係の方に対する裁判所の見学や手続説明なども行っている。

委員

普通の審判廷では、観護措置を受けている少年について、プライバシー保護や不測の事態に備えるため、専用の通路を確保していると思うが、千葉家裁の場合はどうなっているのか。

説明者

観護措置を受けている少年に対しては、車から裁判所庁舎内に入るとき、少年が一切見えないよう遮蔽措置を取る場合もあるし、庁舎についても、審判廷への通り道となる部分の窓は曇りガラスにして外からは見えないよう配慮している。また、審判廷の周囲の廊下はパーテーションを立てて遮蔽しており、それによって待合室との間も遮蔽し、審判廷に入るまで保護者と少年がそれぞれ見えないようにしている。

委員

先週末に付添人の交流会があったが、そこでの話題は、被害者からの申

し出があれば、裁判所は原則的にそれを認めてしまうのではないか、それにより審判自体が被害者に配慮したものに変わってしまうのではないか、というものであった。裁判所としては、どの程度被害者に配慮しているのか。

説明者

少年の健全育成と被害者配慮を調和させなければならない。しかし、個々の事件は様々であり、結局は、ただ今の御意見も念頭に入れながら、事件のあらゆるファクターを頭に巡らせ考えて行かざるを得ない。もっとも、これまでのケースでは、少年の話も十分に聞いてきたと考えている。

委員

専門家から見ると見え方が違うのかも知れないが、今日見た審判廷では、少年と被害者傍聴人の距離が近すぎると感じた。息を感じる距離であるように思えた。もう少し両者の距離を広げる配慮が必要ではないか。大人の自分ですら圧迫感があったのであるから、少年にはプレッシャーが大きいと思う。

また、少年法の本来の理念と被害者配慮という両面に十分配慮しながら、様々な機会をとらえて、少年審判傍聴制度を浸透させていってほしい。

委員

最近の裁判を見ると、被害者配慮は一つの流れである。その流れの中で被害者傍聴制度が生まれたのだと思う。しかし、刑事事件では被害者配慮のあまり、刑が重すぎるように感じる判決も見受けられる。傍聴人が過激な意見を述べないまでも、被害者が少年の供述を聞いて泣き出したような場合には、審判の結果に影響を与えるような気がしないでもない。加害者である少年にも影響を及ぼすような気もする。そのようなことができるだけないように配慮していただきたい。

委員長

本日はこれで終了させていただき、本日いただいた御意見、御提言を今後の少年審判運営の参考としていきたい。

(4) 次回のテーマについて

委員長

次回の家庭裁判所委員会の意見交換テーマについて御意見はあるか。

委員全員

なし

委員長

意見がなければ、今回は「成年後見制度」に関する話題をテーマとした
い。

以 上